

山梨県公報

第千二百五十一号

平成十三年

十二月十三日

木曜日

目次

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 保安林の指定の予定(七件)..... | 六四七 |
| 峡西都市計画の変更..... | 六四九 |
| 県営土地改良事業計画書の写しの縦覧..... | 六五〇 |
| 公 告 | |
| 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出(二件)..... | 六五〇 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出..... | 六五一 |
| 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(五件)..... | 六五一 |
| 公安委員会 | |
| 遊技機の型式の検定..... | 六五二 |
| その他 | |
| あつせん員候補者の一部改正..... | 六五三 |

告 示

山梨県告示第五百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

西八代郡市川大門町黒沢字鶴瀬四八二四の一、南巨摩郡鯉沢町駅前通二丁目深ノ戸四一八四の一、駅前通り二丁目深ノ戸四一八五の二、増穂町巻米字北山二七三二の一、二七四二の五八、富沢町大字富士字南又一九〇二五、一九〇二六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鶴瀬四八二四の一・深ノ戸四一八四の一・四一八五の二・字北山二七三二の一・二七四二の五八・字南又一九〇二五・一九〇二六(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第五百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

南巨摩郡鯉沢町鳥屋金丸一五九二、一五九六、一五九八、一五九九、十谷滝の上一八三九、一八四一、一八四二、一八五一から一八五四まで、西八代郡三珠町下芦川字日陰一二五一、一三三八、一三四九、一五六七から一五七〇まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて

縦覧に供する。)

山梨県告示第五百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

中巨摩郡敷島町吉沢字大久保四一四七の一、四一四八の二地先(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保四一四七の一(次の図に示す部分に限る。)、四一四八の二地先(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

西八代郡下部町杉山字萩原二二五五、二二五六、字郷郎澤二二八七から二二九一まで、二二九五の一、二二九六、常葉字水所七三三六の九、七三七七から七三四一まで、

七二四一の内一、七二四二、七二四三、七二四五から七二四七まで、南巨摩郡富沢町大字福土字上徳間一七九二から一七九九七まで、一七九九九から一八〇〇五まで、一八〇〇七から一八〇〇九まで、一八〇一一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富沢町大字福土字御堂入山一一五〇三、一一五〇四、一一五一九から一一五二一まで、一一五二三から一一五二七まで、一一五二九から一一五三二まで、字南又一八九七七、一八九八一、一八九八二、字切久保山二五三三二、二五三三三、二五三三二の二、大字万沢字嵯峨野一六八六七の二から一六八六七の四まで、一六八六八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富沢町役場に備え置いて縦覧に供する。」

山梨県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富沢町大字万沢字焼山一六六二八の一、一六六二八の二、一六六六三から一六六六七、大字富士字西根熊二六八五六、二六八五八、二六八六七、字向田山二七五一七、西八代郡市川大門町黒沢字鶴瀬四八五一の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。」

山梨県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

山梨県公報 第十二百五十一号 平成十三年十二月十三日

西八代郡市川大門町黒沢字鶴瀬四八三五の一、四八三六の一、下部町釜額字草多二〇三一の二、六郷町落居字矢落二九一〇、二九三〇の二から二九三〇の三まで、字日向山二九三三の一、二九三三の二、二九三三から二九三九まで、二九四〇の一、二九四〇の三、二九六五の二から二九六五の三まで、二九七〇、二九七二、二九七三の一、二九七四の一、二九七四の二、二九七五の一、二九七五の二、二九八四から二九八九まで、二九八九の二、三〇〇〇、三〇〇一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。」

山梨県告示第五百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 都市計画の種類

峡西都市計画公園
(五・五・二号 櫛形総合公園)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県告示第五百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（四ヶ村堰地区県営かんがい排水事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十三年十二月十四日から平成十四年一月十八日まで

三 縦覧場所

八田村役場、白根町役場及び若草町役場

四 異議申立期間

平成十四年一月二十一日から平成十四年二月四日まで

公 告

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年四月十三日まで縦覧に供する。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天野 建

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 ランドハウス株式会社 代表取締役 依田章

2 住所 南巨摩郡鯉沢町一番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 おかじま田富食品館

(二) 所在地 中巨摩郡田富町西花輪字小宮四千四百二十四番地八

2 変更しようとする事項

変更事項 変更前 変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時 午前九時

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後八時 午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後八時まで 午前八時三十分から午後十時まで

3 変更する年月日

平成十三年十一月一日

三 届出年月日

平成十三年十月二十三日

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年四月十三日まで縦覧に供する。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天野 建

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社なとり 代表取締役 名取孝雄

2 住所 中巨摩郡櫛形町沢登二十九番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 おかじま白根食品館

(二) 所在地 中巨摩郡白根町飯野三千六百八十九番地

2 変更しようとする事項

| | | |
|-------------------------|------|------|
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 | 午前十時 | 午前九時 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 | 午後八時 | 午後十時 |

来客が駐車場を利用することが
できる時間帯

午前八時三十分から午後八
時まで

午前八時三十分から午後十
時まで

3 変更する年月日

平成十三年十一月一日

三 届出年月日

平成十三年十月二十三日

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年四月十三日まで縦覧に供する。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 届出者の氏名又は名称及び住所

| | |
|-----------------------------|------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 |
| 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 | 甲府市丸の内一丁目十六番四号 |
| 大和情報サービス株式会社 代 表取締役 榎本昌豊 | 東京都台東区上野七丁目十四番四号 ロイメント 上野 |

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 オギノ山梨ショッピングセンター
(二) 所在地 山梨市下石森字宮ノ前七番地一

2 変更した事項

| | | |
|-------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 変更事項 | 変更後の氏名又は名称 | 変 更 後 の 住 所 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 | 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 | 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番 四号 |
| | 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文 | 広島県広島市西条町大字吉行字向 一番地六十号 |
| | 株式会社クスリのサンロード 代表取締役 樋口俊英 | 山梨県甲府市塩部四丁目一番十三 号 |

| | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 株式会社ゼロエミツション 代 表取締役 村内忠壽 | 東京都八王子市大和田町五丁目一 番二十一号 |
| 株式会社メガネスーパー 代表 取締役 田中由子 | 神奈川県小田原市本町四丁目二番 三十九号 |

3 変更の年月日

平成十三年十一月二十六日

三 届出年月日

平成十三年十一月二十六日

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 処分をした年月日 平成十三年十一月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社光徳建設

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡榑形町上宮地千二百十八番地

3 代表者の氏名 依田光鐘

三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第五五七号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十三年十月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

一 処分をした年月日 平成十三年十一月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 四谷建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町竜王千二百七十八番地一

- 3 代表者の氏名 齋藤文彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 八）第四七三九号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十一月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社長田電業社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市蓬沢町千七百七十四番地
 - 3 代表者の氏名 長田晴雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 八）第二〇五号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年九月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十一月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社雨宮工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡御坂町下黒駒八百三十番地
 - 3 代表者の氏名 雨宮寿雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第三五四五号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十一月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十二月十三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年十一月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 テクノハウス株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市戸沢百七十番地
 - 3 代表者の氏名 鈴木隆夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第八二七〇号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年十一月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十二月十二日までとする。
平成十三年十二月十三日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

| 申請者氏名又は名称及び住所 | 型式 | 型式名 | 概要 | 検定番号 |
|---|---|----------------------|------------------------|--------|
| 株式会社三共 代表取締役 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地 | 遊技機の種類 及び区分 | 型式名 | 製造者 輸入者 業者 名称 | 検定番号 |
| 株式会社三共 代表取締役 | ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物) | ファイバー Iはつち んDX | 株式会社 三共 | 一〇〇四八三 |
| 株式会社エイベックス 代表 取締役 望月光三 東京都台東区上野七丁目四番 九号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五) | ウンジャ ミー30 | 株式会社 エイベッ クス | 一四〇五一八 |
| サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五) | アディスク アップ | サミー株 式会社 | 一四〇五二六 |
| サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五) | キャッツ アイ | サミー株 式会社 | 一四〇五二五 |
| 株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五) | カメラ | 株式会 社ロデオ | 一四〇五二三 |
| 株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五) | オオガメ ラ | 株式会 社ロデオ | 一四〇五二四 |
| 株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鑛次 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五) | インディ ーズ2 | 株式会 社ロデオ | 一四〇五二七 |
| 株式会社マツヤ商会 代表取 締役 山本基就 広島県広島市南区仁保三丁目 四番二号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五) | スーパー ボンバー | 株式会 社マツヤ商 会 | 一四〇四一五 |
| 山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 | 回胴式遊技機 規則第六条第 五) | レツデン ファン | 山佐株式 会社 | 一四〇五〇五 |

その他

| | | | | | | |
|-------------------------|------------------|---|----------------------------------|------------|-------------------|--------|
| 岡山県新見市高尾三六二番地 の 一 | 二 号(別表第 五) | 株式会社マツヤ商会 代表取 締役 山本基就 広島県広島市南区仁保三丁目 四番二号 | 回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五) | ブラザー ガウ | 株式会 社マツヤ商 会 | 一四〇四八八 |
|-------------------------|------------------|---|----------------------------------|------------|-------------------|--------|

山梨県地方労働委員会告示第三号

当委員会は、労働関係調整法施行令第四条及び労働委員会規則第六十八条の規定によ
り、あつせん員候補者(平成十三年山梨県地方労働委員会告示第一号)の一部を次のよ
うに改正する。

平成十三年十二月十三日

山梨県地方労働委員会

会長 丸山公夫

あつせん員の候補者(平成十三年山梨県地方労働委員会告示第一号)中、「風間 徹
公認会計士 第二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四期地方
労働委員会委員」を「萩原

勝 公認会計士 第三十四期地方労働委員会委員」に、「柴田 康広 ゼンセ
ン同盟山梨県支部支部長 第三十四期地方労働委員会委員」を「平川 博幸 三井金
属荏崎事業所労働組合執行委員長 第三十四期地方労働委員会委員」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番